

●指定医療機関

当院は下記の医療機関に指定されています。

- 保険医療機関
- 労災保険指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 被爆者一般疾病指定医療機関
- 難病指定医療機関
- 小児慢性特定疾病指定医療機関
- 結核指定医療機関

●厚生局への届出事項

当院は九州厚生局長に下記の施設基準の届出を行っております。

- 基本診療料
 - ・短期滞在手術等基本料1
 - ・電子的診療情報連携体制整備加算 2
- 特掲診療料
 - ・コンタクトレンズ検査料1
 - ・ロービジョン検査判断料
 - ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

●電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

また、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、診療報酬明細書を無償で発行しております。

ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

●コンタクトレンズ検査料

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、九州厚生局長に届出を行っております。

初診料 291点 再診料 76点

コンタクトレンズ検査料1 200点

診療担当医師 上野 重文（眼科診療経験20年以上）

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※当院において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合は再診料を算定いたします。

※上記についてご不明な点をご相談ください。

●一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

●「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院は医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしています。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行することとしています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

●保険外費用負担

診断書・証明書等の文書料金

・一般診断書(当院様式)	1 通 3000円
・生命保険・傷害保険用診断書	1 通 6000円
・保険会社問合せによる同意書	1 通 6000円
・身体障害者診断書及び意見書	1 通 6000円
・自賠責請求用診断書	1 通 6000円
・労働者災害保険診断書	1 通 6000円

●長期収載品の選定療養について

令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から長期収載品を患者さん自身で希望した場合は選定療養費として一部自己負担額が発生いたします。

長期収載品とは、特許が切れたり再審査期間が終了したりして、同じ効能・効果を持つ後発医薬品(ジェネリック医薬品)が発売されている薬で、薬価基準に長期間収載されてことからその名が付けられました。

【対象となる医薬品】

後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換え率が50%以上を超える長期収載品